

第 5 期第 6 回練馬区障害者地域自立支援協議会における (仮称)練馬区障害者の意思疎通に関する条例に係るご意見

障害者の意思疎通に関する条例の検討開始について、聴覚障害者(ろう者)のコミュニケーション手段は手話言語のため、手話言語に関して条例化を検討してほしい。なお、検討に際しては、当事者の意見や考えを入れ意見交換会などを実施してほしい。また検討委員会設置の場合は、当事者を委員に入れてほしい。

障害者の意思疎通に関する条例について、今後、区が実施しているコミュニケーション手段等を周知することや、情報機器を導入することなど、具体的な取り組みも示してほしい。

誰もが住みやすい地域社会を作るためには、意思の疎通や情報を取得することは欠かせない。手話言語を認め普及啓発をすることのみならず、障害者の特性に合った方法で、意思をどう伝えるのか、またどう読み解くかを工夫することが大切だと思う。障害の重い、言葉を発することができない人や経験したことの少ない人のコミュニケーション手段も含め、検討をお願いしたい。

意思疎通は、すべての人が必要としているので、共生社会の実現を目的とした条例としてほしい。手話言語のみならず、様々な障害者を含んだ条例を望む。

視覚障害者でも、中途失明の場合は、点字ができない人も多く、情報が音声でしか入ってこない人もいる。会議の参加について、資料配布の工夫や事前説明などの配慮を望む。

聴覚障害者の主たるコミュニケーション手段である手話について、手話講習会はあるが、手話言語についての取り組みがないため、手話言語を選択できる機会の拡大、社会参加推進を目的とした条例(手話言語条例)を制定してほしい。

手話言語だけでなく意思疎通にも係わる条例となることを望む。

条例制定の際には、大田区のように定義に根拠法を記載されることで理解が進むと思われる。

重症心身障害も意思疎通困難を伴う。その方法は個別性が高く、一つの方法でコミュニケーションが取れないため、理解していただくことに困難を伴う。一見、意思の表出をしていないとみられがちな重症心身障害児者でも意思を表している。その微弱な意思表出を受け止められる支援者が望まれる。

「障害者基本計画(第4次)」2018年度からの5年間においては、“重症心身障害”も障害種別として記載されている。重症心身障害が記載されることができないか検討していただきたい。

近年では、ICTの活用により機器を使って意思疎通ができる人もいる。学校教育では一人一台の機器が貸与され、ICT活用が推進されていく。学校卒業後に教育で培ったスキルが活用されていくことを望む。

その人の意思を受け止めてもらえることは、その人の自立につながる。どんなに障害の重い人でも人権が尊重され、区民として生活しつづけられる練馬区であることを望む。

聴覚障害や知的障害などの方は外見からはわからない。視覚障害の方はすべて点字ができるわけでない。そうした現状を踏まえ、いろいろな手段で周りの人と意思疎通できる体制を整えることが必要だと思う。